



- 子ども食堂に学ぶ組織の在り方
- 空き家の譲渡特例の適用期限が迫っています!
- ふるさと納税について
- お金の価値が下がる?今更聞けない「インフレ」とは

子ども食堂に学ぶ組織の在り方

政府が「女性活躍」を成長戦略の中核に据え、2021年6月に男性の育休取得促進に向けた育児・介護休業法が改正されるなど、女性活躍の推進を後押しする積極的な施策を行っています。一方、2021年3月世界経済フォーラムが公表した男女格差を示すジェンダーギャップ指数で、日本は156カ国中120位と不名誉な順位でした。しかし、微かな希望も少しずつ見えてきています。

帝国データバンクの調査によると、2021年4月末時点における全国の“女性社長比率”が、前年比0.1ポイント増の8.1%となり、過去最高を更新しました。開業してから「10年未満」が11.1%、「10～19年」が9.5%と、「業歴が浅い企業における女性社長比率が高い傾向にあるため、女性の起業が増加している」と言えます。業種別では「保育所」が41.5%と圧倒的に多く“サービス業は女性の優位性を発揮しやすい業種である”と言えそうです。

こうした統計に表れる企業活動とは別に、社会に変革を起こす女性中心の組織活動があります。それは、「子ども食堂」です。2016年には全国に約300カ所程度でしたが、短期間で爆発的に広がり約5000カ所まで増加しました。子ども食堂に対して“「食事を受けることができない子どもが行く福祉の施設」であり、子どもの貧困対策を民間がボランティアで運営しているだけなのでは?”と、印象を抱く人も多いのではないのでしょうか。

そもそも子ども食堂は、東京都大田区「気まぐれ八百屋だんだん」店主の近藤博子さんが、2012年に作ったのが始まりです。起業の動機は、朝ごはんや晩ごはんを当たり前食べられない子どもの存在を知ったことでした。そして、日本の社会に隠れた「見えない貧困」に対し、自分の手でできる事として「子ども食堂」をスタートしました。

子ども食堂の崇高な理念が広がったのは、利用者だけでなく運営側にも大きなメリットがあったからです。それは、お金ではなく“地域の既存のつながりや会社社会でのつながりを超えた連帯感・安心感”を提供したことにありました。サービスを受ける子どもたちだけでなく、運営側にとっても安心できる居場所（スターバックスが言うところの“サードプレイス(※)”としての存在価値）が、運営に携わる30代から50代の女性たちのハートに特にささったのだと思います。

※サードプレイスとは、自宅でも職場(もしくは学校)でもない、第3のリラックスできる場所のこと。

既存の会社社会は序列の社会であり、また、地域の町内会などのつながりにおいても、おじさん達が偉そうな顔をしている一方で、女性がお茶出しを強いられたり、端っこにいる場面を想像される方も多いと思います。子ども食堂においては、「誰も偉そうな顔をしていなくて、いろんな人と交流ができて楽しい」という実感が、子ども食堂を大きく飛躍させた原因だと考えられます。

翻って、私達が経営する組織においてもスタッフに対して提供できるものは、金銭的な報酬だけではなく、働きがいであったり、自己実現であったり、仲間との交流による安心感であったり、様々な無形の価値があるはずです。我々の経営する組織において、スタッフに提供できる金銭以外の価値は何なのか考えてみる必要があると思いました。

成迫 升敏



—お知らせ—

6月10日(金)は会計部門休業日とさせていただきます。
ご迷惑をおかけ致しますがご理解の程よろしくお願い致します。

空き家の譲渡特例の適用期限が迫っています!



空き家となった被相続人の居住用財産を相続により取得した相続人が、その家屋又は敷地等を売却した場合の譲渡所得の金額から、3,000万円を控除する特例について、事務所通信 28.5月号でご紹介しました。この特例の適用期限が来年末と迫ってきていますが、手続き及び必要資料の取得に時間がかかるため、**空き家等を売却しようと考えている方は、そろそろこの特例を使うかどうか具体的に考えないと間に合わなくなる時期に来ています。**そこで、改めてこの特例の概要のご紹介をさせていただきます。

1. 本特例の概要及び主な適用要件

この特例は**一定の要件を満たした譲渡所得の金額から最高 3,000万円控除するもの**で、例えば、先祖代々の土地に建つ実家を 2,200万円 で売却し、取得費用・譲渡費用が 200万円 とすると、約 400万円の所得税及び住民税がかかりますが、この特例を適用すると、税額が 0円 となります。特例を適用するための主な要件は次の通りです。

特例を適用するための主な要件

項目	内容
適用期間	令和 5 年 12 月 31 日までの売却であること
売却時期	相続開始後 3 年目の 12 月 31 日までの売却であること
対象となる売却	次のいずれかの売却で、 売却金額が 1 億円以下 であること 1. 一定の 耐震基準 を満たす被相続人の居住用家屋（リフォーム可） （及びその敷地）の売却 2. 被相続人の 居住用家屋取壊し後の敷地 の売却
家屋の制限	次の すべての要件 を満たしていること 1. 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築 されていること 2. マンションのような区分建物ではない こと 3. 相続開始の直前において、当該家屋に 被相続人が一人で住んでいたこと （同居人がいないこと） なお、被相続人が老人ホーム等に入所していた場合には、入所直前に被相続人が一人で住んでいた家屋について、追加の要件を満たせば特例の対象となります。
利用制限	特例の適用を受けようとする家屋及び土地について、 相続開始時(又は老人ホーム等入所時) から売却時まで 事業用・貸付用・居住用として利用されていないこと

2. 特例を受けるための主な手続き

(1) 被相続人居住用家屋等確認書の取得

特例の適用を受けようとする家屋及び土地所在地の市区町村にて、交付を受ける書類です。この書類は、市区町村にて前記適用要件の一部について満たしていることを確認後に交付することになっているため、所定の申請書に記載の上、いくつかの必要書類を添付して申請することが必要となります。

(2) 居住用家屋の耐震基準適合証明書又は建設住宅性能評価書の写しの取得

家屋の耐震診断又は一定の耐震基準を満たすためのリフォームを行った認定検査機関や建築士等が発行する書類です。敷地のみを売却する場合は不要です。

(3) 所得税の確定申告

上記(1),(2)の書類、居住用財産の登記事項証明書、売買契約書の写しを添付の上、確定申告を行います。

以上の通り、収集する資料が多く、居住用財産の取壊しや売却の前でないとい、収集が困難もしくは不可となる資料がありますので、実際に取壊し又は売却を実施する前に、特例の適用について検討し、適用する場合には早めに準備しておくことが必要となります。**適用要件も細かいので、この特例の適用をお考えの場合には、家屋の取壊し又は居住用財産の売却前に弊社までご相談ください。**

饗場 徹

ふるさと納税の申告手続きが簡素化されました。

皆様はふるさと納税を利用されたことはございますか？総務省の発表によりますと制度開始初年度である平成 20 年度は受入件数約 5.4 万件、受入額約 81.4 億円であったのに対し、令和 2 年度は受入件数約 3.489 万件、受入額 6,725 億円と非常に規模が大きくなっており、利用されたことがある方も多いのではないのでしょうか。このふるさと納税ですが、令和 3 年分より申告手続きが簡素化されておりますので、改めてご紹介させていただきます。

1. ふるさと納税を利用した方の寄付金控除の適用要件

これまで…

ワンストップ特例制度(※)の適用が可能な方を除いて、確定申告を行う際に「**寄附金の受領書**」を添付する必要がありました。

※一カ所のみ給与所得者(年収 2,000 万円以下)で、寄附した自治体が 5 自治体以内の方が確定申告をせずに手続きができる制度

これからは！

令和 3 年分からは、国税庁長官が指定した特定事業者(国税庁 HP にて公開)が運営している「ふるなび」や「さとふる」といったポータルサイトで発行する年間寄附金額が記載された「**寄附金控除に関する証明書**」を添付することで控除を受けられることになりました。



2. 具体的にどこまで簡素化されたの？

これまで…

これまで各自治体から寄附ごと送られてくる受領書を保管し、申告時には明細書に 1 枚ずつ記入する必要がありました。

これからは！

- (1) 「**寄附金控除に関する証明書**」1 枚で足りることになります。
- (2) 更に e-TAX で確定申告をする場合はサイトから専用のファイルをダウンロードし、確定申告書等作成コーナーでファイルをアップロードするのみで手続きが完了となります。

マイナンバーカードをお持ちの方はマイナポータルとデータ連携することによって情報を自動入力することも可能です。

これまで煩わしかった受領書の保管も不要となりますし、紛失を心配する必要もありません。確定申告手続き自体が簡単になり、これまで以上にふるさと納税が利用しやすくなっています。



ふるさと納税は納税者自身が寄附(納税)先を選べる制度です。生まれ育った故郷や応援したい自治体を選ぶ方もいらっしゃるが、返礼品で選ぶ方など、理由は様々かと思いますが、ぜひ楽しみながら利用ください。その上で、総務省の HP に掲載されているふるさと納税の理念の 1 つにある「**ご自身の税金がどのように使われているか考えるきっかけ**」にもしていただければと思います。

また、3 月に福島県沖地震が発生しましたが、日本は自然災害が多い国です。被災地に対してこのふるさと納税を活用して支援することも可能です。ぜひふるさと納税先の 1 つとしていかがでしょうか。

ふるさと納税制度に関しましてご不明な点等ございましたら弊社担当者までお問い合わせください。

清水 嘉人

お金の価値が下がる？今更聞けない「インフレ」とは

先日お客様からご質問をいただきました。

「よく『100万円を銀行に預けていても、数年後にはその100万円の価値が下がっているかもしれない』と聞くんだけど、どういふこと？銀行から引き出した100万円は100万円じゃないの？」

今回は、このご質問を皮切りに、インフレについて考えていきたいと思ひます。



1. 2022年も値上げラッシュ

「うまい棒」が42年の歴史がある中で、4月から初めて値上げをすることが大きなニュースとなりました。「10円で買えるもの」の代名詞であったうまい棒の値上げは非常に衝撃を受けたのを覚えています。他にも、パン・小麦粉・パスタ・ハム・ソーセージ・しょうゆ・マヨネーズ・ケチャップなどの普段使うような食材や、トイレ・窓などこれから住宅や店舗を新築する・建て直す方にとって大打撃となる建具の大幅値上げについてもニュースになったばかりです。

インフレーション（インフレ）とは、物価が上昇することを指しますが、今まさにインフレが起きている最中と言えます。



2. 物価の上昇＝お金の価値が下がる

「仮に2022年1月1日にうまい棒を100万円分購入したとします。まだ1本10円なので、10万本買えることとなります。しかし、2022年4月1日以降、うまい棒を100万円分購入したとしても、1本12円なので8万3,333本しか買えないこととなります。

「100万円」というお金の数字は同じなのに、買える本数は少なくなってしまう、これがお金の価値が下がったということです。



3. インフレに備えるには？

インフレに備えるには、物価が上がっていくのと同じように、価値が上がっていくものを持っておく必要があります。実は、預金がかつてインフレに備えてくれる商品でした。

銀行に預けると利息がつきます。『預金種類別店頭表示金利の平均利率等について』（2022年2月24日日本銀行）によれば、預入期間2年の定期預金の平均年利率は0.003%です。この金利で100万円を2年間定期預金に預けると、引き出すときには1,000,048円（半年複利で計算・税引前）となります。

では、30年前、1992年2月の同じ資料を見てみましょう。預入期間2年の定期預金の平均年利率は5%です。この金利であれば、100万円を2年間定期預金に預けるだけで1,103,794円になっています。そのため、「預金に預けておけば安心」という価値観が培われてきたんだと思います。

残念ながら、現在の預金の利息ではインフレに備えることはできないでしょう。そこで、別のものに替えておく必要があります。以下では、インフレに強いと言われている商品をまとめておきます。

インフレに強いとされている商品

株式	インフレすると企業が販売するモノやサービスの値段があがるため、それに伴い利益もあがる。業績の良い企業の株式であれば物価の上昇によって株価もあがっていく。一社単独はリスクがあるためインデックス型(※1)の投資信託がおすすめ。 ※1 日経平均株価やTOPIX（東証株価指数）などの指標になる株価指数と同じ値動きになるように設計された投資信託
不動産	「物価」そのものである土地や建物を購入することで、物価の上昇に乗ることができる。こちらは一箇所単独はリスクがあるためREIT(※2)がおすすめ。 ※2 投資者から集めた資金で不動産へ投資を行い、そこから得た賃貸収入や不動産売買益を原資とし、投資者に配当する商品
金	紙幣を刷るとき裏付けとして使われるため、紙幣の価値が下がっても金の価値はそのまま残る。「有事の金」と呼ばれ、戦争や紛争、景気後退など世界が混乱すると価値が上昇する傾向にある。



身近な物の値上げを皮切りに、インフレ対策についてお話し致しました。資産運用と聞くと「資産を増やすため」とイメージされる方も多いかもかもしれませんが、「資産を守るため」と捉え、インフレに強いとされている商品を少しずつ購入してみてもいいかもしれません。

井上 敦史